

# 令和3年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）

（法務省3-（6））

|                                |  |
|--------------------------------|--|
| 施策名                            | 国と地方公共団体が連携した取組等の実施  |
| 担当部局名                          | 大臣官房秘書課企画再犯防止推進室   |
| 施策の概要                          | 再犯の防止等の推進に関する法律、再犯防止推進計画等に基づき、国と地方公共団体が連携した取組や、民間資金の活用等、新たな手法を活用した取組を実施する。   |
| 政策体系上の位置付け                     | 再犯の防止等の推進<br>（Ⅱ-4-（1））   |
| 達成すべき目標                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体による再犯防止の取組の促進を図る。</li> <li>・成果連動型民間委託契約方式（PFS）<sup>1</sup>を通じて、民間の団体等の創意と工夫を活用し、再犯防止対策の充実を図る。</li> </ul>   |
| 目標設定の考え方・根拠                    | <p>・我が国においては、検挙人員の約半数を再犯者が占めており、再犯防止は極めて重要な政策課題である。再犯防止のためには、刑事司法手続を離れた者に対しても、地域社会において「息の長い」支援を行うことが重要であり、「再犯の防止等の推進に関する法律<sup>2</sup>」（平成28年法律第104号）においても、国のみならず、地方公共団体においても、再犯の防止等に関し、地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する（第4条第2項）とされている。</p> <p>法務省においては、平成30年度から令和2年度にかけて、国と地方公共団体の協働による地域における効果的な再犯防止施策の在り方について検討するため、地域再犯防止推進モデル事業を実施したところ、今後、同事業において効果の認められた取組の横展開などを通じて、地方公共団体による再犯防止の取組の一層の促進を図る必要があることから、上記目標を設定した。</p> <p>・「再犯防止推進計画<sup>3</sup>」（平成29年12月15日閣議決定）においては、「民間協力者の活動の促進」が重点課題の1つとして掲げられているところ、そのための具体的施策として、民間資金の活用や社会的成果評価に関する調査研究等を通じて、民間の団体等の創意と工夫による再犯防止活動を促進することとされている。</p> <p>また、政府においては、公共サービスに民間セクターのノウハウ等を引き出し、個々の事業の費用対効果を高める仕組みであるPFSの普及促進に取り組むこととされているところ、再犯防止は、「成果連動型民間委託契約方式の推進に関するアクションプラン<sup>4</sup>」（令和2年3月27日成果連動型民間委託契約方式の推進に関する関係府省庁連絡会議決定）（以下「PFSアクションプラン」という。）における重点分野の1つであり、同プランに基づく具体的な取組として、PFSによるモデル事業の実施に向けた検討を進めることとされたこと等も踏まえ、上記目標を設定した。</p> |
| 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの） | <ul style="list-style-type: none"> <li>○再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）</li> <li>○再犯防止推進計画（平成29年12月15日閣議決定）</li> <li>○再犯防止推進計画加速化プラン<sup>5</sup>（令和元年12月23日犯罪対策閣僚会議決定）</li> <li>○成果連動型民間委託契約方式の推進に関するアクションプラン（令和2年3月27日成果連動型民間委託契約方式の推進に関する関係府省庁連絡会議決定）</li> </ul>   |
| 政策評価実施予定時期                     | 令和6年8月   |

| 測定指標                                      | 基準値  |       | 年度ごとの目標値 |             |             |
|---|------|-------|----------|-------------|-------------|
|   | 基準年度 | 3年度   | 4年度      | 5年度         |             |
| 1 地方再犯防止推進計画 <sup>6</sup> を策定している地方公共団体の数 | 188  | 令和2年度 | 207      | 対前年度<br>1割増 | 対前年度<br>1割増 |

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

地方再犯防止推進計画（以下「地方計画」という。）は、地方公共団体において、再犯防止の取組を総合的かつ計画的に進めることなどを目的として策定されるものであり、同計画を策定している地方公共団体の数は、地方公共団体における再犯防止の取組の進捗度合いを把握する上で有用であると考えられることから測定指標として設定した。

なお、再犯防止推進計画においても、再犯の防止等に関する施策の動向を把握するための参考指標として「地方再犯防止推進計画を策定している地方公共団体の数及びその割合」が設定されている。

また、目標値については、「再犯防止推進計画加速化プラン」（令和元年12月23日犯罪対策閣僚会議決定）において「令和3年度末までに、100以上の地方公共団体で地方計画が策定されるよう支援する」ことが成果目標として設定されていたところ、令和2年度において、既に当該目標が達成された。これを踏まえ、令和3年度においては、対前年度1割増である207団体を目標値として設定した。

| 過去の実績                     | 年度ごとの実績値 |      |      |     |     |     |     |
|---------------------------|----------|------|------|-----|-----|-----|-----|
|                           | 28年度     | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 |
| 地方再犯防止推進計画を策定している地方公共団体の数 |          |      | 18   | 63  | 188 |     |     |

| 測定指標                                     | 基準   |     | 施策の進捗状況（目標）                                    |   |   |
|--|------|-----|--|---|---|
|  | 基準年度 | 3年度 | 4年度  | 5年度   |   |
| 2 再犯防止分野におけるPFS／SIB <sup>7</sup> 事業の推進状況 | —    | —   | 再犯防止分野におけるPFS／SIBを活用したモデル事業のスキームを構築し、同事業を開始する。 | 令和3年度までの取組を踏まえ、再犯防止分野におけるPFS／SIB事業実施のための手引きを作成する。 | 令和4年度までの取組を踏まえ、再犯防止分野におけるPFS／SIB事業の普及促進を推進し進める。 |

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

令和元年度に委託実施した「再犯防止活動における民間資金を活用した成果連動型民間委託契約方式の案

件組成のための調査研究」において、SIBを活用した新たな再犯防止事業の案が示されたことに加え、PFSアクションプランにおいて、再犯防止分野におけるPFS/SIBを活用したモデル事業の実施に向けた検討や、分野別のPFS事業実施のための手引きを作成すること、先進的な事例等をもとに参考となる情報を集約することとされていることを踏まえて設定した。

| 施策の進捗状況（実績） |     |     |
|-------------|-----|-----|
| 2年度         | 3年度 | 4年度 |
|             |     |     |

| 達成手段<br>(開始年度)  | 予算額計（執行額） |     |     | 3年度<br>当初<br>予算額 | 関連<br>する<br>指標 |
|---|-----------|-----|-----|------------------|----------------|
|   | 30年度      | 元年度 | 2年度 |                  |                |
| ① 地方公共団体における再犯防止の取組を促進するための協議会等の実施（令和3年度）   |           |     |     | 19<br>百万円        | 1              |
| 達成手段の概要等  |           |     |     | 令和3年行政事業レビュー事業番号 |                |
| 平成30年度から令和2年度にかけて実施した地域再犯防止推進モデル事業により得られた成果の展開等を通じ、地方公共団体による再犯防止の取組の一層の促進を図るため、法務省及び地方公共団体を構成員とする協議会等を実施する。 |           |     |     | 0011             |                |

| 達成手段<br>(開始年度)   | 予算額計（執行額） |     |     | 3年度<br>当初<br>予算額 | 関連<br>する<br>指標 |
|--|-----------|-----|-----|------------------|----------------|
|  | 30年度      | 元年度 | 2年度 |                  |                |
| ② 再犯防止分野におけるPFS/SIBを活用したモデル事業の実施（令和3年度）                  |           |     |     | 17<br>百万円        | 2              |
| 達成手段の概要等   |           |     |     | 令和3年行政事業レビュー事業番号 |                |
| 国によるPFS/SIBを活用したモデル事業として、SIBを活用した非行少年に対する学習支援事業を新たに導入する。 |           |     |     | 新21-0001         |                |

| 施策の予算額・執行額 | 予算額計（執行額） |     |     | 3年度   |
|------------|-----------|-----|-----|-------|
|            | 30年度      | 元年度 | 2年度 | 当初予算額 |
|            |           |     |     | 36百万円 |

\*1 成果連動型民間委託契約方式（PFS）

委託業務の結果に関する成果目標の達成度合いに応じて支払額が変動する契約方式

\*2 「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号）

第4条（略）

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

\*3 「再犯防止推進計画」（平成29年12月15日閣議決定）

平成28年12月に成立・施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」第7条に基づき、平成29年12月に閣議決定された平成30年度から令和4年度までを計画期間とする再犯防止の推進に関する計画である。

同計画では、「地方公共団体との連携強化等のための取組」、「民間協力者の活動の促進」等を重点課題としている。

\*4 「成果連動型民間委託契約方式の推進に関するアクションプラン」（令和2年3月27日成果連動型民間委託契約方式の推進に関する関係府省庁連絡会議決定）

医療・健康、介護、再犯防止の3分野を重点分野として、今後、PFSの普及促進を進めていくに当たっての方針等が盛り込まれた政府方針である。

このプランでは、再犯防止分野において、分野別のPFS事業実施のための手引きの作成、支払額等や成果指標の評価の根拠となるエビデンス環境の蓄積、事例構築を進めるためのモデル事業の実施に向けた検討などを行っていくこととされている。

\*5 「再犯防止推進計画加速化プラン」（令和元年12月23日犯罪対策閣僚会議決定）

「再犯防止推進計画」に基づき政府一体となって実施している再犯防止施策に関して、より重点的に取り組むべき課題に対応した各種取組が盛り込まれた政府方針である。

このプランでは、「地方公共団体との連携強化の推進」を課題の一つとして掲げ、「令和3年度末までに、100以上の地方公共団体で地方計画が策定されるよう支援する」ことを成果目標とした上で、これを達成するための具体的な取組が盛り込まれている。

また、「民間協力者の活動の促進」についても課題の一つとして掲げ、具体的取組として、「ソーシャル・インパクト・ボンド等の成果連動型民間委託契約方式（PFS）の仕組みを通じ、社会的課題に取り組むNPO、民間企業・団体と連携した効果的な再犯防止・立ち直りに向けた活動を推進する。」ことが盛り込まれている。

\*6 地方再犯防止推進計画

再犯防止推進法第8条第1項に基づき、地方公共団体が再犯の防止等に関する施策の推進に関して定めるよう努めることとされている計画

\*7 SIB（ソーシャル・インパクト・ボンド）

PFSの一類型であり、民間事業者が、事業に必要な資金を資金提供者から調達し、事業の成果指標の改善状況と連動して、行政等から受けた対価に応じて返済等を行うもの。